

## おおい町同窓会支援事業補助金交付要綱

〔平成30年6月26日  
告示第 173 号〕

### (通則)

第1条 おおい町同窓会支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、おおい町補助金等交付規則（平成18年おおい町規則第32号）及びおおい町総合政策課所管補助金等交付要綱（平成18年おおい町告示第18号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### (趣旨)

第2条 この補助金は、町民と町出身者との交流機会の創出により、移住及び定住の推進並びに町を応援してもらうきっかけづくりとするとともに、地域経済の活性化に寄与するため、町内で開催される同窓会に要する経費の一部について、補助金を交付するものとする。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 おおい町立小学校、おおい町立中学校をいう。
- (2) 同窓会 同一の学校を卒業した者を対象に、学級、学年の単位（複数の学級で行うものを含む。）で開催される親睦会をいう。
- (3) 飲食店 継続的に不特定又は多数の者に飲食物を提供する店舗をいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、同窓会の主催者とする。

### (同窓会の要件)

第5条 補助金の対象となる同窓会は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) おおい町内の飲食店を利用して開催すること。
- (2) 出席者（来賓を除く。以下同じ。）は、同窓会を開催する日の属する年度の4月1日現在において20歳以上の者であること。
- (3) 出席者は10人以上とし、当該出席者のうち県外に住所を有する者が5人以上であること。
- (4) 補助対象者は同窓会の出席者に対して、町が提供するパンフレット等の配布を行うとともに、アンケート等、町が指定する取り組みに協力すること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が同窓会を開催するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 同窓会の案内文書の作成に係る印刷製本費及び送付に係る通信運搬費
- (2) 町内の飲食店に支払う会場使用料及び食糧費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額、出席者の数に次の各号に掲げる金額を乗じて得た額又は10万円のいずれか低い額とする。

- (1) 同窓会を開催する日の属する年度の4月1日現在において20歳以上39歳までは、3,000円
- (2) 同窓会を開催する日の属する年度の4月1日現在において40歳以上は、2,000円

2 同一の単位で行う同窓会への補助金の交付は、同一年度内において1回限りとする。

(交付申請及び決定)

第8条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、開催日の14日前までに、おおい町同窓会支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、出席予定者の氏名、住所、卒業年度を記載した名簿を添えて町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、おおい町同窓会支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、前条に掲げる書類の記載事項を変更（交付決定額の30%以内の減額は除く。）しようとする場合は、あらかじめ町長に届け出し、その承認を得なければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この補助金の規定又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為によって補助金を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) その他町長が交付決定を取り消す必要があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、おおい町同窓会支援事業補助金取消通知書（様式第3号）により、交付決定者に通知する。

(実績報告及び確定)

第11条 交付決定者は、開催日から起算して1月を経過する日までに、おおい町同窓会支援事業補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

（1）領収書

（2）出席者名簿

（3）出席者全員がわかる集合写真

（4）県外者全員の現住所が分かるものの運転免許証や健康保険証等の写し

（5）その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、おおい町同窓会支援事業補助金確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 交付決定者は補助金の交付を請求しようとするときは、請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第13条 町長は、第10条により補助金の交付を取り消す場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

おおい町長 様

住所

申請者

氏名

印

（連絡先 — — ）

おおい町同窓会支援事業補助金交付申請書

おおい町同窓会支援事業補助金の交付を受けたいので、おおい町同窓会支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添え、次のとおり申請します。

1 同窓会の名称	(学校の名称: )		
2 開催予定日時	年 月 日	午前 午後	時～
3 開催予定場所			
4 出席予定者数	人 (うち県外者 人)		
5 交付申請額	円	(人数×3,000円) 21歳～39歳まで (人数×2,000円) 40歳以上	
6 収支予算			
収入の部	区分	予算額(円)	備考
	町補助金		
	参加費		
	合計		
支出の部	区分	予算額(円)	備考
	合計		

※添付書類：出席予定者名簿（氏名・住所・卒業年度記載。来賓除く）開催チラシ等

様式第2号（第8条関係）

おおい町指令 第 号

住 所  
氏 名

年 月 日付けで申請のあったおおい町同窓会支援事業補助金の  
交付については、次の条件を付して金 円を交付することに決定した  
ので、おおい町同窓会支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知す  
る。

年 月 日

おおい町長

条 件

- 1 この補助金等の交付対象となる補助事業の内容は、年 月 日付け  
補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 この補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 3 補助事業に係る証拠書類とともに5年間保存すること。
- 4 補助事業の内容に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合又は補助事業を中止  
（廃止）する場合は、補助事業変更等承認申請書を提出し、町長の承認を受けるこ  
と。
- 5 交付した補助金については、その使途及び経理状況について町の監査を受けるこ  
とがある。

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

様

おおい町長 ⑩

おおい町同窓会支援事業補助金取消通知書

年 月 日付けおおい町指令 第 号で交付決定したおおい町同窓会支援事業補助金交付申請について、おおい町同窓会支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり交付決定の全部（一部）を取り消したので通知します。

1 同窓会の名称	(学校の名称 : )
2 交付決定額	円
3 交付決定取消額	円
4 取消理由	

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

おおい町長 様

住所

交付決定者

氏名

印

(連絡先 — — )

おおい町同窓会支援事業補助金実績報告書

年 月 日付けおおい町指令 第 号で交付決定のあった同窓会を開催しましたので、おおい町同窓会支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 同窓会の名称	(学校の名称 : )		
2 開催日時	年 月 日	午前 午後	時～
3 開催場所			
4 出席者数	人 (うち県外者 人)		
5 交付決定額	円	(人数×3,000円) 21歳～39歳まで (人数×2,000円) 40歳以上	
6 収支決算			
収入の部	区分	決算額(円)	備考
	町補助金		
	参加費		
	合計		
支出の部	区分	決算額(円)	備考
	合計		

※添付書類：出席者名簿、領収書(原本)、出席者全員がわかる集合写真、  
県外者の住所確認できるものの写し

様式第5号（第11条関係）

おおい町指令 第 号

住 所  
氏 名

年 月 日付けおおい町指令 第 号で交付決定をしたおおい町  
同窓会支援事業補助金については、下記のとおりその額を確定しましたので、おおい町  
同窓会支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

年 月 日

おおい町長

記

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |



様式第6号（第12条関係）

# 請 求 書

金 円也

ただし、 年 月 日付けおおい町指令 第 号で交付の確定した補助金として

上記のとおり、おおい町同窓会支援事業補助金を請求します。

年 月 日

おおい町長 様

住 所  
氏 名 ⑩

振込先

金融機関名	支店名	口座種別	口座番号	口座名義人（かな）
		普通 当座		